

平成14年度版

すぎなみの介護保険

(平成13年度実績)



も く じ

は じ め に	1
1 介護保険のあゆみ	2
2 介護保険関係組織・事務分掌（平成14年度）.....	4
3 被保険者	5
(1) 第1号被保険者	5
(2) 第2号被保険者	5
4 介護保険料	6
(1) 第1号被保険者	6
(2) 第2号被保険者	7
(3) 保険料の減免	7
5 要介護認定	8
(1) 要介護（要支援）認定の申請	9
(2) 認定調査	9
(3) 一次判定	10
(4) 二次判定	10
(5) 認 定	11
6 介護保険給付	12
(1) 介護保険サービスの種類	12
(2) 居宅サービスの利用	13
(3) 施設サービスの利用	14
(4) 福祉用具購入費の支給	14
(5) 住宅改修費の支給	15
(6) 高額介護サービス費	15

(7) 利用者負担額の減免	1 6
(8) 標準負担額（食事の自己負担額）の減額	1 6
(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定標準負担額の減額	1 6
7 介護保険関連給付	1 8
(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	1 8
(2) 訪問介護利用者負担額助成事業（平成 1 2 年度～ 1 6 年度実施）...	1 8
(3) ケアマネ ジャー等支援事業（平成 1 3 年 1 月開始）.....	1 8
(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成 （平成 1 4 年 1 月開始）.....	1 9
(5) 家族介護慰労事業（平成 1 3 年度開始）.....	1 9
(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業 （区制度 平成 1 3 年度開始）.....	1 9
8 財 政	2 0
9 介護保険運営協議会	2 2
10 介護保険相談	2 3
11 事業者支援	2 4
(1) 事業者連絡会	2 4
(2) ケアマネージャー支援事業	2 4
12 趣旨普及	2 5
13 その他	2 6
(1) 高齢者の生活実態と意識に関する調査	2 6
(2) 介護保険に関する調査	2 6

は じ め に

介護保険制度は、急速な高齢化の進行とともに増えていく寝たきりや痴呆などにより介護を必要とする人を、社会全体で支えあう仕組みとして、平成12年4月から実施されています。

この保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、保健医療・福祉のサービスを総合的・効率的に提供することを目的としております。

制度開始から2年半が経過した現在、杉並区では要介護認定を受けている方が約1万2,700人(平成14年9月末現在)となっていますが、区民の皆様のご理解、また主治医、ケアマネージャー、サービス事業者等、多くの関係者のご協力を得て、円滑な事業運営が図られております。

介護保険制度は、介護保険事業計画を基に運営します。

杉並区は、介護保険法の規定に基づき、平成12年2月に、3年ごとに、5年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のための計画(「介護保険事業計画」介護保険法第117条)を策定しました。

本年は、事業開始から3年目となり、計画見直しの年度となっております。

現事業計画に基づくこれまでのサービス利用状況、利用意向、事業者の参入動向及び施設の建設計画等を基に、来年度から5年間(平成15年度～19年度)のサービスの利用見込み量やサービス費用を推計し、新たな介護保険事業計画を策定することとしています。

杉並区では、介護保険事業計画の見直しを進めるとともに、今後も介護保険制度が区民の皆様にとって、より分かりやすく、利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

このたび、介護保険制度をご理解いただくための一助として平成13年度の事業実施状況を「すぎなみの介護保険(平成13年度実績)」としてまとめました。身近において、多数の皆様にご利用いただければ幸いです。

今後とも、介護保険制度に対するご理解とご協力をお願いいたします。

平成14年10月

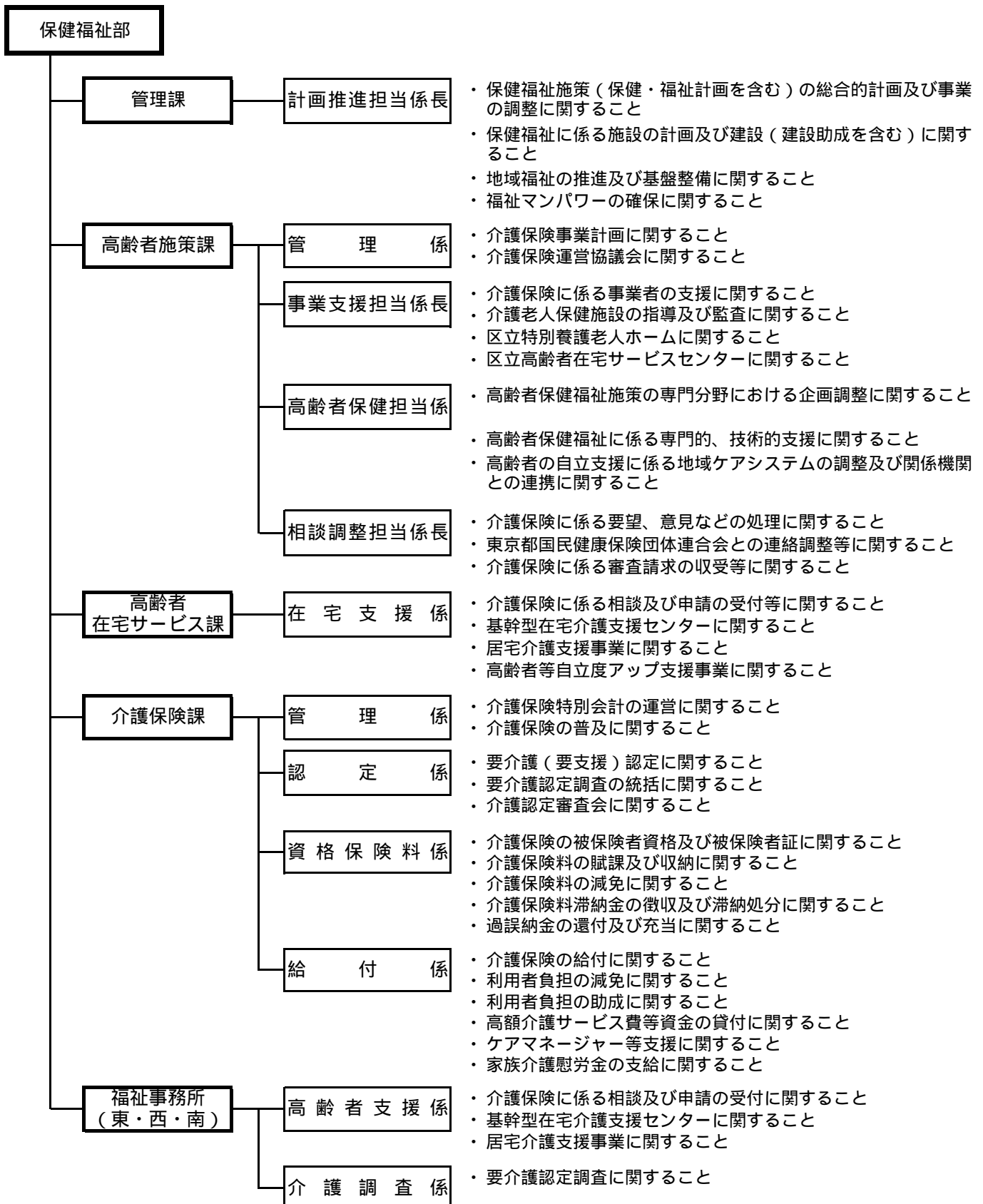
杉並区保健福祉部介護保険課

1 介護保険のあゆみ

	国・都・杉並区のあゆみ
平成 8年 1 1月	第 139 回臨時国会に「介護保険関連 3 法案」(介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律) 提出(国)
平成 9年 5月	衆議院で 3 法案修正可決(国)
7月	「介護保険制度対策検討委員会」を設置(区)
10月	「介護保険準備主査」を設置(区)
12月	参議院で 3 法案再修正可決(国) 衆議院で 3 法案可決成立(国) 「介護保険関連 3 法」公布(12月17日)(国)
平成 10年 2月	「介護保険制度推進会議」の設置(区)
平成 10年 4月	「介護保険支援専門員に関する省令」公布(国) 「介護保険準備担当課」を設置(区)
5月	「杉並区介護保険事業懇談会」を設置(区)
7月	「介護保険制度のための高齢者実態調査」を実施(区)
9月	「第 1 回介護支援専門員実務研修受講試験」実施(都)
12月	「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布(国)
平成 11年 2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告(区)
3月	「介護保険法施行規則」「指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令」公布(国)
4月	介護サービス量見込みの算出手順(正式ワークシート)を提示(国) 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」公布(国) 「介護保険課」を設置(区)

平成11年	6月	指定事業者の申請受付を開始(都)
	9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付(区)
	10月	要介護認定の申請受付を開始(区)(10月1日) 「介護保険事業計画素案」の住民説明会開催(区)
	11月	政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」発表(国)
平成12年	2月	介護報酬単価の決定(国) 「介護保険事業計画」を策定(区)
	3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証一斉交付(区) 介護保険制度住民説明会開催(区)
	4月	介護保険法施行(国)(4月1日) 杉並区介護保険条例施行(区)(4月1日) 高額介護サービス費等資金貸付基金設置(区) 「介護保険運営協議会」を設置(区)
	8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送(区)
	11月	「杉並区介護保険サービス利用状況調査」を実施(区)
平成13年	4月	家族介護慰労金事業開始(区) 「介護保険サービス利用者負担額助成事業」を開始(区)
	10月	保険料本来額徴収を開始(区) 「杉並区介護保険に関する調査」を実施(区)
平成14年	1月	訪問通所サービスと短期入所サービスの利用枠を一本化(国) 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の実施(区)
	10月	「介護保険事業計画素案」公開(区)

2 介護保険関係組織・事務分掌 (平成14年度)



3 被保険者

介護保険の被保険者は次のように区分されます。

(1) 第1号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の方

(2) 第2号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

住所地特例被保険者

杉並区から区外の特別養護老人ホームなどの介護保険施設に住所を移した方も引き続き杉並区の被保険者になります。

3 - 表1 第1号被保険者数 (平成14年3月31日現在)

種別	男	女	計	住所地特例被 保険者(再掲)	外国人 (再掲)
前期高齢者(65~74歳)	21,394	28,080	49,474	659	461
後期高齢者(75歳以上)	14,425	25,518	39,943		
計	35,819	53,598	89,417		

3 - 表2 第1号被保険者増減状況 (平成13年度)

増		減	
転入	1,039	転出	1,471
65歳到達	5,347	死亡	2,931
職権復活・その他	32	職権喪失・その他	20
計	6,418	計	4,422

3 - 表3 年齢別第1号被保険者

年 齢	被保険者数				
	12年4月1日	13年3月31日	14年3月31日	14年9月30日	16年3月31日
65~69歳	26,160	26,657	26,517	26,381	
70~74歳	22,391	22,568	22,957	23,126	
75~79歳	16,073	16,913	17,607	17,955	
80~84歳	10,398	10,867	11,375	11,582	
85~89歳	6,562	6,662	6,900	6,897	
90~94歳	2,742	2,959	3,184	3,172	
95~99歳	673	688	753	787	
100歳以上	79	107	124	119	
合 計	85,078	87,421	89,417	90,019	

4 介護保険料

(1) 第1号被保険者

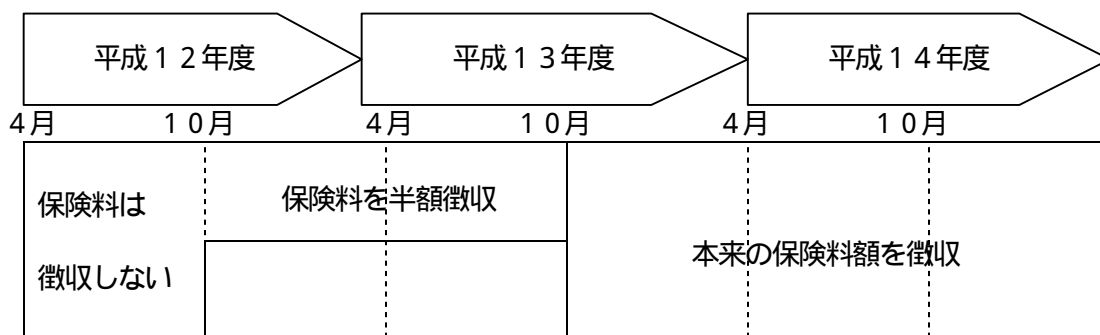
保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。

保険料額は基準年額を35,300円(第3段階)とし、区民税課税状況等により5段階の保険料を設定しています。

保険料額の特例

保険料は政府の特別対策に基づき、平成12年4月分から9月分までの保険料は徴収せず、平成12年10月分から平成13年9月分までの1年間は月あたりの保険料を半額としています。



保険料の納付方法

老齢・退職年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

平成13年度介護保険料額

段階	対象者	本来の保険料年額(月額)	13年度保険料年額(4月から9月までの月額)
第1段階 基準年額×0.5	生活保護受給者または世帯全員が 区民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	年17,600円 (月額1,470円)	年13,200円 (月額740円)
第2段階 基準年額×0.75	世帯全員(1人世帯を含む)が 区民税非課税	年26,500円 (月額2,205円)	年19,875円 (月額1,110円)
第3段階 基準年額	本人が区民税非課税で 他の世帯員が区民税課税	年35,300円 (月額2,940円)	年26,475円 (月額1,470円)
第4段階 基準年額×1.25	区民税課税 (合計所得250万円未満)	年44,100円 (月額3,675円)	年33,075円 (月額1,840円)
第5段階 基準年額×1.5	区民税課税 (合計所得250万円以上)	年52,900円 (月額4,410円)	年39,675円 (月額2,210円)

13年10月以降の月額保険料は、本来の保険料月額になります

4 - 表1 介護保険料収納状況

年度	区分	調定額A	収入額B	還付未済額C	収納率D (B - C) ÷ A	未納額E A - (B - C)
12	特別徴収	654,402,854	658,066,652	3,663,798	100.00%	0
	普通徴収	170,780,505	154,192,033	431,231	90.03%	17,019,703
	合計	825,183,359	812,258,685	4,095,029	97.94%	17,019,703
13	特別徴収	1,997,442,421	2,002,841,343	5,398,922	100.00%	0
	普通徴収	520,509,477	477,469,118	939,392	91.55%	43,979,751
	合計	2,517,951,898	2,480,310,461	6,338,314	98.25%	43,979,751
	滞納繰越分	16,944,652	8,763,868	49,410	51.43%	8,230,194
14	特別徴収	2,745,270,846	1,318,556,194	2,613,784		
	普通徴収	645,340,328	330,540,781	103,424		
	合計	3,390,611,174	1,649,096,975	2,717,208		
	滞納繰越分	52,041,893	8,283,819	38,890		

平成14年度は9月30日現在

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。集められた保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、給付費に応じて、区市町村に交付されます。

(3) 保険料の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により一定期間保険料が減免されます。

4 - 表2 介護保険料減免状況

年度 \ 区分	件数	減免額
12	3	15,436
13	5	47,028
14	1	11,070

平成14年度は9月30日現在

5 要介護認定

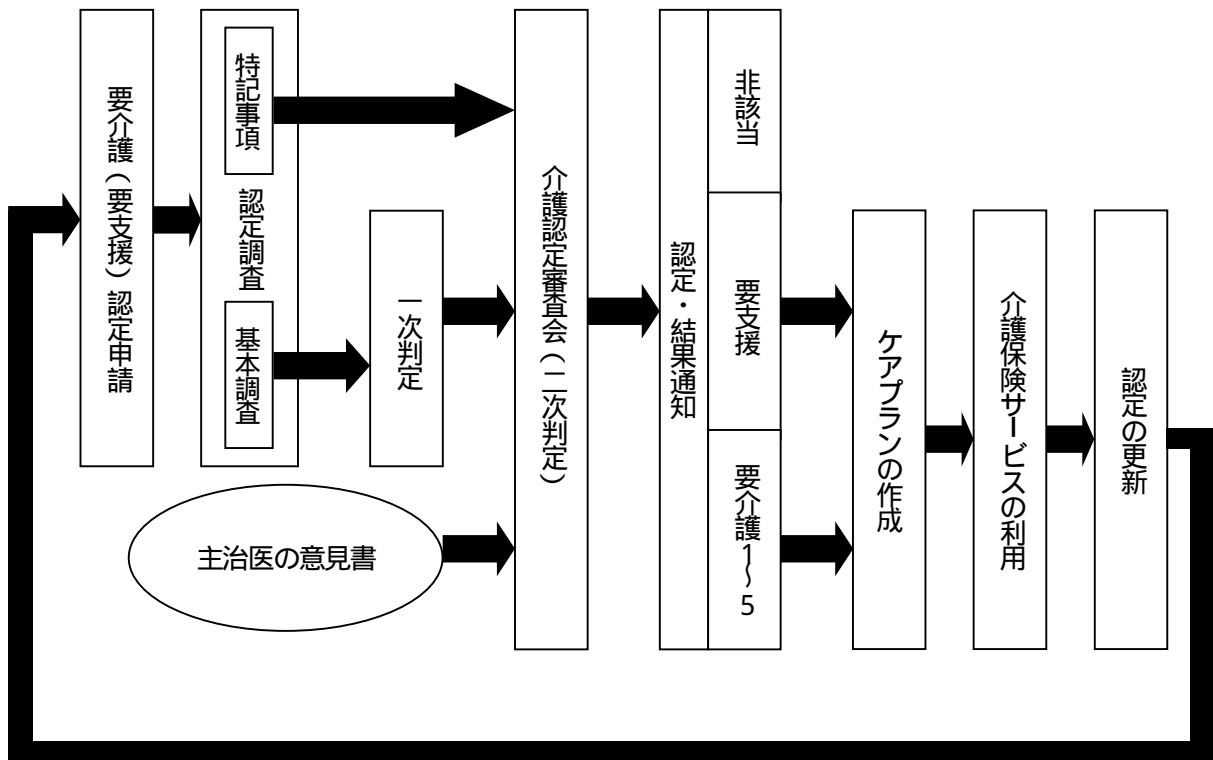
介護保険サービスを利用するには、介護が必要であるという要介護（要支援）認定を受けなければなりません。

65歳以上の方は、原因を問わず介護が必要になったとき、40歳以上65歳未満の方は、加齢に伴う病気（特定疾病）が原因で介護が必要になったときに申請ができます。

特定疾病

きんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋萎縮性側索硬化症	どうようびょうせいしんけいしょうがい じんしょう もうまくしょう 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症
こうじゅうじんたいこっかしょう 後縦靭帯骨化症	のうけっかんしっかん 脳血管疾患
こつそしょうしょう 骨折を伴う骨粗鬆症	パーキンソン病
シャイ・ドレーガー症候群	へいそくせいどうみやくこうかしょう 閉塞性動脈硬化症
しょうろうき ちほう 初老期における痴呆	まんせいかんせつ 慢性関節リュウマチ
せきずいしょうのうへんせいしょう 脊髄小脳変性症	まんせいへいそくせいはいしっかん 慢性閉塞性肺疾患
せきちゅうかんきょうさくしょう 脊柱管狭窄症	りょうがわ しつかんせつ こかんせつ いちじる 両側の膝関節又は股関節に著しい変形
そうろうしょう 早老症	を伴うへんけいせいかんせつしょう 変形性関節症

認定申請からサービス利用までのしくみ



(1) 要介護(要支援)認定の申請

区役所・福祉事務所・ケア24で申請を受け付けます。

5 - 表1 認定申請・認定審査状況

種 別	平成11年度	平成12年度	平成13年度
認定申請件数	9,761	19,112	19,104
内 区分変更申請件数	277	644	875
審査会会議体開催回数	273	505	521
審査会判定件数(認定件数)	8,441	17,211	18,784

5 - 表2 平成13年度申請件数月次推移

	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
4月	379	14	1,324	57	0	1,774
5月	411	12	1,356	55	0	1,834
6月	376	10	963	58	0	1,407
7月	401	16	1,051	70	0	1,538
8月	422	20	596	61	0	1,099
9月	386	10	803	62	0	1,261
10月	382	18	854	88	0	1,342
11月	418	18	739	94	0	1,269
12月	370	12	1,127	87	1	1,597
1月	454	9	1,955	86	0	2,504
2月	486	17	929	76	0	1,508
3月	465	16	1,409	81	0	1,971
合計	4,950	172	13,106	875	1	19,104

5 - 表3 年度別認定申請件数

区分 年度	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
11	9,484	0	0	277	0	9,761
12	4,978	133	13,355	644	2	19,112
13	4,950	172	13,106	875	1	19,104
14	2,620	95	7,256	591	1	10,563
15						

平成14年度は9月30日現在

(2) 認定調査

区の職員が区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し心身の状況などを調査します。

5 - 表4 事業所別調査件数

区分 年度	区役所	福祉事務所	ケア24	さんあい公社	その他	合計
11	5	4,394	2,353	171	2,526	9,449
12	2	10,587	3,359	299	3,737	17,984
13	8	8,525	5,150	439	4,659	18,781
14	4	2,822	5,016	177	2,523	10,542
15						

平成14年度は9月30日現在

【要介護認定調査従事者研修】

区では、認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するために、必要な知識・技能を修得することを目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

5 - 表5 平成13年度研修開催実績

	回数	参加人数合計	備考
新任研修	7	65	随時開催
現任研修	1	129	10月開催

(3) 一次判定

認定調査の結果に基づき、全国一律の基準でコンピューターによる一次判定を行います。

(4) 二次判定

「一次判定による結果」「認定調査時の特記事項」「主治医の意見書」を基に介護認定審査会で判定します。

【介護認定審査会とは】

医療・保健・福祉の分野における専門家で構成され、審査会は5名の合議体で行います。

5 - 表6 介護認定審査会委員数 (平成14年3月31日現在)

区分	医療	保健	福祉	合計
委員数	61	26	29	116

委員定数120名

5 - 表7 認定審査会開催回数

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
11							50	51	40	37	48	47	273
12	26	28	39	29	53	26	50	44	46	49	65	50	505
13	48	49	52	45	41	29	38	30	32	51	54	52	521

5 - 表8 判定結果内訳

区分	平成11年度			平成12年度			平成13年度		
	居宅	施設	合計	居宅	施設	合計	居宅	施設	合計
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
非該当	330	18	348	332	23	355	242	10	252
要支援	1,117	97	1,214	2,734	127	2,861	2,532	101	2,633
要介護1	1,827	387	2,214	4,698	743	5,441	4,430	598	5,028
要介護2	1,001	276	1,277	2,343	752	3,095	2,751	826	3,577
要介護3	679	388	1,067	1,229	754	1,983	1,563	977	2,540
要介護4	654	663	1,317	911	1,060	1,971	1,190	1,415	2,605
要介護5	522	482	1,004	605	900	1,505	847	1,302	2,149
合計	6,130	2,311	8,441	12,852	4,359	17,211	13,555	5,229	18,784
内再調査	25	8	33	13	18	31	5	4	9

「居宅」「施設」は、認定調査時において区分しています。

(5) 認定

二次判定を基に、要支援・要介護1～5の6段階の認定を行います。
非該当（自立）…介護保険サービスの利用はできません。

5 - 表9 年別要介護（要支援）認定者数

区分	第1号被保険者		第2号被保険者		小計		合計
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	
12.4.1	1,155	6,421	7	153	1,162	6,574	7,736
13.3.31	1,273	8,369	7	235	1,280	8,604	9,884
14.3.31	1,629	9,585	15	280	1,644	9,865	11,509
14.9.30	1,726	10,613	17	308	1,743	10,921	12,664
16.3.31							
17.3.31							

5 - 表10 第1号被保険者年齢別認定者数

(平成14年3月31日現在)

年齢	被保険者数	要支援(A)	要介護(B)					小計	合計(A+B)
			1	2	3	4	5		
65～69歳	26,517	71	176	113	64	78	78	509	580
70～74歳	22,957	211	326	222	145	139	121	953	1,164
75～79歳	17,607	369	612	321	194	192	189	1,508	1,877
80～84歳	11,375	457	743	461	301	280	240	2,025	2,482
85～89歳	6,900	361	784	508	331	383	282	2,288	2,649
90～94歳	3,184	143	463	346	282	318	283	1,692	1,835
95～99歳	753	15	84	107	87	127	111	516	531
100歳以上	124	2	7	14	18	30	25	94	96
合計	89,417	1,629	3,195	2,092	1,422	1,547	1,329	9,585	11,214
被保険者に対する比率		1.82%	3.57%	2.34%	1.59%	1.73%	1.49%	10.72%	12.54%

5 - 表11 第2号被保険者年齢別認定者数

(平成14年3月31日現在)

年齢	要支援(A)	要介護(B)					小計	合計(A+B)
		1	2	3	4	5		
40～44歳	0	1	0	0	1	4	6	6
45～49歳	1	5	5	3	1	3	17	18
50～54歳	2	16	14	12	2	3	47	49
55～59歳	4	25	19	5	6	9	64	68
60～64歳	8	40	31	25	21	29	146	154
合計	15	87	69	45	31	48	280	295

6 介護保険給付

介護保険サービスは、要支援・要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。

サービスには居宅サービスと、施設サービスの2種類があります。

居宅サービスを利用するときには、「いつ、どのようなサービスを利用するか」というケアプラン（介護サービス計画）をケアマネージャー（介護支援専門員）に作成依頼したうえでサービスを利用します。なお、ケアプランは自分で作成することもできます。

施設サービスは、利用者が施設を選び、申し込んで利用します。

利用者は、サービス利用時にかかる費用の1割を事業者に支払う「現物給付」または、いったんサービス費用の全額を支払い、後日申請により9割が払い戻される「償還払い」により介護保険の給付を受けます。

(1) 介護保険サービスの種類

居宅サービス

訪問介護 ホームヘルパーが入浴・排せつ・調理・洗濯などの介護や家事を行います。	短期入所生活介護(ショートステイ) 短期間、特別養護老人ホームなどで、介護を行います。
訪問入浴介護 移動可能な浴槽を自宅に運び入れ、入浴の介護を行います。	短期入所療養介護(ショートステイ) 医学的管理が必要な方に短期間、医療施設で介護を行います。
訪問看護 医師の指示のもと、看護師や保健師が訪問し、健康チェックや療養上の介護、診療補助を行います。	福祉用具購入費の支給 入浴用いす・ポータブルトイレなどの入浴や排せつのための福祉用具の購入費を、限度額内で支給します。
訪問リハビリテーション 医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士が訪問し機能回復のための訓練を行います。	住宅改修費の支給 お風呂場やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を限度額内で支給します。
通所介護(デイサービス) 高齢者在宅サービスセンターなどの施設で、健康チェックや入浴、食事、日常動作訓練を行います。(日帰り)	居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師らが自宅を訪問して、療養に関するアドバイス等を行います。
通所リハビリテーション(デイケア) 介護老人保健施設・病院・診療所で機能回復訓練を行います。(日帰り)	痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) 痴呆の高齢者が共同生活を営む住居において、介護を行います。(要介護1～5と認定された方が利用できます。)
福祉用具の貸与 車いすや特殊ベッドなど、在宅での生活に必要な福祉用具を貸し出します。	特定施設入所者生活介護 指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームで、介護サービスを行います。

施設サービス(要介護1～5と認定された方が利用できます)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 常時介護が必要で自宅での生活が困難な方に対し、食事・排せつ・入浴・着替えなどの日常生活上の世話を中心とした介護を行います。
介護老人保健施設(老人保健施設) 病状が安定した方に対し、機能訓練や日常生活上の世話などの介護を行います。
介護療養型医療施設(療養型病床群など) 急性期の治療を終え、長期にわたって療養を必要とする方に対し、医学的管理のもとで介護を行います。

(2) 居宅サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、要介護度別に保険給付の上限額（支給限度基準額）を設けています。

支給限度基準額は平成14年1月1日から、訪問通所サービスと短期入所サービスが一つにまとめられ、現在の訪問通所サービスの支給限度基準額になりました。

要介護度	支給限度基準額 (1ヵ月あたり)	金額に換算すると
要支援	6,150単位	64,300円
要介護1	16,580単位	175,400円
要介護2	19,480単位	205,800円
要介護3	26,750単位	283,200円
要介護4	30,600単位	323,900円
要介護5	35,830単位	379,500円

東京23区で支給限度基準額いっぱいを利用した場合のサービス総額です。
利用者の負担は利用総額の1割です。

6 - 表1 居宅介護(支援)サービス利用者数

【4月審査(3月利用分)】

区分 年度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12	870(3)	1,876(45)	1,189(43)	766(21)	589(17)	548(23)	5,838(152)
13	1,086(5)	2,407(53)	1,487(47)	910(36)	709(14)	600(22)	7,199(177)
14	1,165(6)	2,543(57)	1,568(51)	914(29)	744(16)	564(25)	7,498(184)
15							
16							

()内は第2号被保険者再掲
福祉用具購入費・住宅改修費のみの利用者は含みません。
平成14年度は、7月審査(6月利用分)

(3) 施設サービスの利用

施設サービスの利用者負担は、下表の + + の額になります。

	施設サービス費		食費の 自己負担額 (標準負担額)	日常 生活費
	総費用 (要介護1~5)	利用者 負担額		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	250,262 ~ 306,225円	左記(総費用)の1割 利用者負担額は	23,400円 (780円× 30日) (所得に応じて減額あり)	(日用品・教養娯楽費など 施設によって異なる)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	276,672 ~ 339,552円			
介護療養型医療施設 (療養型病床群など)	375,079 ~ 432,928円			

6 - 表2 施設介護サービス利用者数

【4月審査(3月利用分)】

区分 年度	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
12	1,233 (11)	437 (8)	193 (10)	1,863 (29)
13	1,239 (12)	484 (6)	245 (6)	1,968 (24)
14	1,422 (12)	441 (10)	264 (8)	2,127 (30)
15				
16				

()内は第2号被保険者再掲

平成14年度は、7月審査(6月利用分)

(4) 福祉用具購入費の支給

貸与になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で、保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

6 - 表3 福祉用具購入費の支給

区分 年度	要支援		要介護		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	84	1,866,190	907	26,511,282	991	28,377,472
13	138	3,153,083	1,493	43,526,423	1,631	46,679,506
14	87	2,220,840	890	25,459,298	977	27,680,138
15						
16						

平成14年度は、9月30日現在

(5) 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

6 - 表4 住宅改修費の支給

区分 年度	要支援		要介護		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	113	11,420,769	804	86,707,003	917	98,127,772
13	222	25,634,158	1,294	149,191,830	1,516	174,825,988
14	142	16,598,961	748	84,062,715	890	100,661,676
15						
16						

平成14年度は、9月30日現在

(6) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

6 - 表5 高額介護サービス費の支給

区分 年度	高齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が 非課税等		左記以外の世帯		合計	
	上限額 15,000 円 / 月		上限額 24,600 円 / 月		上限額 37,200 円 / 月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	588	4,652,298	2,379	12,983,546	394	1,650,473	3,361	19,286,317
13	1,563	16,490,657	16,098	92,153,935	2,989	13,577,987	20,650	122,222,579
14	179	2,372,777	4,013	22,728,723	1,032	5,463,459	5,224	30,564,959
15								
16								

第2号被保険者を含みます。

平成14年度は、7月31日現在

(7) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

6 - 表6 利用者負担額の減免

年度	区分	減額件数	免除件数	合計
12		0(0)	0(0)	0(0)
13		0(0)	2(1)	2(1)
14		0(0)	0(0)	0(0)

()内は第2号被保険者再掲
平成14年度は、9月30日現在

(8) 標準負担額(食費の自己負担額)の減額

介護保険施設に入所・入院中の食費の負担日額780円(平成12年12月31日までは760円)が、区民税の課税状況等に応じ500円または300円に減額されます。

6 - 表7 標準負担額(食費の自己負担額)の減額

区分	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が 非課税等	合計
	300円/日額	500円/日額	
13.3.31	47(0)	307(5)	354(5)
14.3.31	76(0)	535(11)	611(11)
14.9.30	91(0)	744(14)	835(14)

()内は第2号被保険者再掲

(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定標準負担額の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している場合、施行から5年間(平成12年度~平成16年度)区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、特定標準負担額(食費の自己負担額)が減額されます。

6 - 表8 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減免

区分	利用者負担額の減免			特定標準負担額(食費の自己負担額)の減額		
	老齢福祉年金 受給者等	世帯全員の 区民税が 非課税等	合計	老齢福祉年金 受給者等	世帯全員の 区民税が 非課税等	合計
13.3.31	145(5)	333(0)	478(5)	287(5)	647(4)	934(9)
14.3.31	117(3)	273(0)	390(3)	235(3)	504(3)	739(6)
14.9.30	107(2)	253(0)	360(2)	213(2)	458(2)	671(4)

()内は第2号被保険者再掲

6 - 表9 平成13年度介護給付費の状況

種	類	現物給付		償還払い		給付費合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
居宅介護（支援）サービス給付費		154,339	7,026,578,774	611	47,643,604	154,950	7,074,222,378
	訪問介護	54,632	3,521,608,571	3	46,742	54,635	3,521,655,313
	訪問入浴介護	8,654	389,588,571	0	0	8,654	389,588,571
	訪問看護	11,271	427,813,330	0	0	11,271	427,813,330
	訪問リハビリテーション	592	10,408,685	0	0	592	10,408,685
	通所介護	23,446	1,131,090,071	0	0	23,446	1,131,090,071
	通所リハビリテーション	4,385	243,416,603	0	0	4,385	243,416,603
	福祉用具貸与	28,323	337,586,985	59	780,075	28,382	338,367,060
	短期入所	5,172	365,465,297	549	46,816,787	5,721	412,282,084
	短期入所生活介護（特養）	4,123	269,085,358	371	30,916,107	4,494	300,001,465
	短期入所療養介護（老健）	973	88,393,055	178	15,900,680	1,151	104,293,735
	短期入所療養介護（療養型）	76	7,986,884	0	0	76	7,986,884
	居宅療養管理指導	15,053	104,523,499	0	0	15,053	104,523,499
	痴呆対応型共同生活介護	216	47,389,590	0	0	216	47,389,590
	特定施設入所者生活介護	2,595	447,687,572	0	0	2,595	447,687,572
居宅介護（支援）サービス計画費		74,014	552,555,690	0	0	74,014	552,555,690
施設介護サービス給付費		23,453	7,168,676,053	0	327,920	23,453	7,169,003,973
	介護老人福祉施設サービス	15,178	4,563,469,615	0	217,100	15,178	4,563,686,715
	介護老人保健施設サービス	5,747	1,594,687,321	0	85,680	5,747	1,594,773,001
	介護療養型医療施設サービス	2,528	1,010,519,117	0	25,140	2,528	1,010,544,257
福祉用具購入費		0	0	1,631	46,679,506	1,631	46,679,506
住宅改修費		0	0	1,516	174,825,988	1,516	174,825,988
小計		251,806	14,747,810,517	3,758	269,477,018	255,564	15,017,287,535
高額介護サービス費		836	6,652,654	19,814	115,569,925	20,650	122,222,579
合計		252,642	14,754,463,171	23,572	385,046,943	276,214	15,139,510,114

7 介護保険関連給付

(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。

貸付のための基金額は3,000万円です。

7 - 表1 高額介護サービス費等資金貸付

区分 年度	高額介護サービス費		福祉用具購入費		住宅改修費		その他		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	9	298,438	10	327,560	19	2,825,532	0	0	38	3,451,530
13	21	435,000	13	679,457	26	3,062,115	0	0	60	4,176,572
14	3	65,300	6	190,871	21	2,882,363	0	0	30	3,138,534

平成14年度は、9月30日現在

(2) 訪問介護利用者負担額助成事業(平成12年度～16年度実施)

介護保険法施行前(平成11年度中)から区のホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の方、特定疾病により要介護認定を受けた40歳から65歳未満の方などで、世帯の生計中心者の所得税が非課税の場合、訪問介護に係る利用者負担額が10%から3%に軽減されます。

7 - 表2 訪問介護利用者負担額助成

区分 年度	高齢者経過措置			障害者支援措置			合計		
	認定者数	件数	金額	認定者数	件数	金額	認定者数	件数	金額
12	1,213	9,852	43,917,755	322	2,871	17,883,414	1,535	12,723	61,801,169
13	995	9,999	50,430,043	160	2,451	15,970,959	1,155	12,450	66,401,002
14	825	3,820	20,280,913	144	844	5,955,384	969	4,664	26,236,297

認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計

平成14年度は、9月30日現在

(3) ケアマネージャー等支援事業(平成13年1月開始)

ケアマネージャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、または短期入所振替利用の援助を行った場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

7 - 表3 ケアマネージャー等支援

区分 年度	住宅改修支援(理由書作成助成)		短期入所振替利用援助		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	22	44,000	11	22,000	33	66,000
13	998	1,996,000	452	904,000	1,450	2,900,000
14	489	978,000			489	978,000

短期入所振替利用援助は、支給限度基準額の一本化により、平成13年度で事業終了

平成14年度は、9月30日現在

(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成(平成14年1月開始)

事業者が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額(介護費負担、食費負担、日常生活費負担)の軽減を行った場合、その費用の一部を助成します。

対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

7 - 表4 確認証発行及び事業者助成

区分 年度	確認証発行件数	利用者数	助成事業者数	助成金額
13	4	2	2	24,318

(5) 家族介護慰労事業(平成13年度開始)

要介護4または要介護5の高齢者を、介護保険サービスを利用せずに在宅で1年間介護している区民税非課税世帯の同居の家族に、10万円の慰労金を支給します。

7 - 表5 家族介護慰労金支給

区分 年度	件数	金額
13	3	300,000

(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度 平成13年度開始)

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

7 - 表6 介護保険サービス利用者負担額助成

区分 年度	件数	金額
13	1,025	8,201,432
14	616	5,114,701

平成14年度は、9月30日現在

8 財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。

保険料...全体の50% (第1号被保険者17%・第2号被保険者33%)

公費...全体の50% (国25%・都12.5%・杉並区12.5%)

8 - 表1 平成13年度決算内訳

(単位 千円)

科 目		予算現額	決算額	構成比 (%)	
歳入	保険料	2,484,753	2,489,074	14.90%	
	使用料及び手数料	1	0	0.00%	
	国庫支出金	4,689,207	3,829,819	22.92%	
	介護給付費負担金	介護給付費負担金	3,888,823	3,093,790	18.52%
		調整交付金	691,810	632,975	3.79%
		事務費交付金	108,574	103,054	0.62%
	支払基金交付金	5,095,925	5,018,502	30.04%	
	都支出金	1,930,275	1,930,273	11.55%	
	財産収入	1,564	632	0.00%	
	繰入金	2,926,055	2,856,551	17.10%	
	介護給付費繰入金	介護給付費繰入金	1,930,274	1,896,098	11.35%
		事務費等繰入金	167,798	132,470	0.79%
		円滑導入基金繰入金	827,983	827,983	4.96%
	繰越金	581,883	581,883	3.48%	
	寄付金	1	0	0.00%	
	諸収入	1,006	62	0.00%	
	合計	17,710,670	16,706,796	100.00%	
歳出	総務費	277,903	228,154	1.38%	
	保険給付費	15,443,897	15,168,793	91.47%	
	介護サービス費	介護サービス費	14,847,907	14,597,429	88.02%
		支援サービス費	422,980	419,858	2.53%
		高額介護サービス費	142,194	122,223	0.74%
		審査支払手数料	30,816	29,283	0.18%
	財政安定化基金拠出金	91,792	91,792	0.55%	
	基金積立金	581,132	580,200	3.50%	
	諸支出金	515,562	515,023	3.11%	
合計	16,910,286	16,583,962	100.00%		

8 - 表 2 年度別財政状況

歳入

(単位 千円)

年度	保険料		国庫支出金				支払基金交付金		都支出金		財産収入		
	収入額	対前年比	介護給付費負担金	調整交付金	事務費交付金	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比
12	812,259		2,608,848	491,802	83,260	3,988,315		1,485,139					
13	2,489,074	306.44%	3,093,790	632,975	103,054	5,018,502	125.83%	1,930,273	129.97%	632			
14													
15													
16													

年度	繰入金		繰越金		諸収入		合計		
	介護給付費繰入金	事務費等繰入金	円滑導入基金繰入金	収入額	対前年比	収入額	対前年比	収入額	対前年比
12	1,444,986	115,357	2,439,714	2,977		13,472,657			
13	1,896,098	132,470	827,983	581,883	62	16,706,796	124.01%		
14									
15									
16									

歳出

(単位 千円)

年度	総務費		保険給付費				財政安定化基金拠出金		基金積立金		諸支出金	
	支出額	対前年比	介護サービス費	支援サービス費	高額介護サービス費	審査支払手数料	支出額	対前年比	支出額	対前年比	支出額	対前年比
12	207,786		11,180,344	343,078	19,286	17,185	91,792	1,031,303				
13	228,154	109.80%	14,597,429	419,858	122,388	29,283	91,792	580,200	56.26%	515,023		
14												
15												
16												

年度	合計	
	支出額	対前年比
12	12,890,774	
13	16,583,962	128.65%
14		
15		
16		

9 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) その他介護保険事業に関連する区の保健・福祉事業に関すること。

9 - 表1 委員数

区民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合計
8	2	2	3	7	22

9 - 表2 平成13年度介護保険運営協議会開催実績

	開催日	主な内容
第1回	平成13年 5月10日	介護保険サービス利用状況調査結果、その他
第2回	平成13年 7月12日	高齢者実態調査、第2期介護保険事業計画、介護保険サービス事業者アンケート集計結果、その他
第3回	平成13年10月11日	介護保険制度に関する苦情、痴呆性高齢者グループホーム、介護保険制度をよくする会からの提言、その他
第4回	平成13年12月 6日	痴呆性高齢者グループホームの質の確保、サービス評価、ケアマネージャーの支援、その他
第5回	平成14年 2月14日	要介護認定、事業者の苦情処理対策づくりの支援、自己評価、その他
第6回	平成14年 3月28日	介護保険事業の現状、介護予防事業の現状、基盤整備、その他

10 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に関わる苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

在宅介護支援センター、介護保険相談員（民生委員）、まちかど介護相談薬局など区民に身近な相談機関と連携し、よりきめこまかな相談体制の充実を図ります。

東京都国民健康保険団体連合会への苦情申し立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

10 - 表1 介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数

区分 年度	要介護認定	介護保険料	介護サービス量	介護事業者及 び保険給付	その他	合 計
12	29	10	16	190	72	317
13	17	5	11	142	65	240
14	5	0	3	50	16	74

平成14年度は、8月31日現在

10 - 表2 相談対応結果

区分 年度	相談者への説明・ 助言	当事者間を調整	他機関を紹介	その他	合 計
12	215	95	2	5	317
13	133	72	2	33	240
14	51	23	0	0	74

平成14年度は、8月31日現在

10 - 表3 東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求

区分 年度	東京都国民健康保険団体連合会 との調整	東京都介護保険審査会への 審査請求	合 計
12	5	1	6
13	4	108	112
14	0	0	0

平成14年度は、9月30日現在

1.1 事業者支援

(1) 事業者連絡会

区とサービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

11 - 表 1 平成13年度開催実績

名称	開催回数
介護サービス事業者連絡会（全体会）	2
訪問介護事業者連絡会	1
通所介護・通所リハビリ事業者連絡会	2

(2) ケアマネージャー支援事業

ケアマネージャーを支援し、資質の向上を図ることを目的として実施します。

ケアマネージャー研修

杉並区を実施地域とする居宅介護支援事業者に対してケアマネジメントに必要な知識や情報を提供します。

11 - 表 2 平成13年度開催実績

	実施月日	内容	参加人数
第1回	平成13年 8月17日 23日	・杉並区の成年後見制度及び権利擁護について ・高齢者と感染症について ・介護保険給付等について ほか	224
第2回	平成13年11月16日 22日	・住宅改修について ・介護保険支給限度基準額の一本化について ほか	204
第3回	平成14年 3月14日 15日	・杉並区の高齢者福祉事業（一般施策）について ・福祉用具の効果的な使い方について ほか	213

けあまね通信の発行

適時情報提供を行い、ケアマネージャーの活動を支援します。

平成13年度発行回数 6回

12 趣旨普及

区民の皆様にも、介護保険の趣旨や利用方法について、よく知っていただくための広報活動を行っています。

12 - 表1 介護保険だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
第4号	13年4月	91,000部	保険料当初通知書に同封	・保険料の納め方 ・保険料通知書の見方
第5号	13年8月	92,000部	保険料本算定通知書に同封	・保険料の本来額徴収 ・保険料本算定・保険料の使われ方

12 - 表2 点字・カセットテープ発行物

発行物名	発行年月	部数		配布方法
		点字	テープ	
介護保険だより第5号	平成13年8月	50冊	40本	保険料本算定通知書に同封

12 - 表3 パンフレット「わたしたちの介護保険」

発行年月	部数	配布方法	目的
平成13年4月	100,000部	保険料当初通知書に同封	介護保険制度周知

12 - 表4 ポスター

発行年月	部数	配布方法	目的
平成13年8月	1,000枚	区内掲示板 区内関連施設	保険料納付啓発
平成14年3月	1,000枚	区内掲示板 区内関連施設	普通徴収通知書発送PR

12 - 表5 CATV番組制作

放映年月	主な内容
平成14年1～2月	・要介護認定の流れ ・介護保険サービス、資格、保険料

12 - 表6 広報すぎなみ(主な掲載記事)

掲載年月	記事名	内容
平成13年4月	「介護保険サービス利用に関する調査」の結果	調査結果の概要
平成13年8月～	介護保険ひとくちメモ	介護保険の利用方法等の紹介
平成14年2月	介護が必要になったら	要介護認定申請とサービス利用

13 その他

(1) 高齢者の生活実態と意識に関する調査

調査目的

杉並区に居住する60歳以上の区民の生活実態及び意向を把握し、保健福祉計画改定及び今後の高齢者福祉施策の基礎資料とすることを目的とする。

調査対象

調査対象	対象者数	有効回収率
満60歳以上の区民	7,500名	64.6%

調査時期

平成13年11月20日から12月3日

(2) 介護保険に関する調査

調査目的

杉並区に居住する要支援・要介護認定者（在宅）の介護保険サービス利用状況、利用意向等に関する調査を行い、介護保険事業計画改定のための基礎資料とすることを目的とする。

調査対象

調査対象	対象者数	有効回収率
第1号被保険者	8,538名	83.4%
第2号被保険者	244名	56.1%

調査時期

第1号被保険者 平成13年10月15日から11月19日

第2号被保険者 平成13年11月6日から11月19日

平成14年度版

すぎなみの介護保険

平成13年度実績

平成14年10月発行

発行 杉並区役所保健福祉部介護保険課
杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 (03)3312-2111

登録印刷番号

14-0101